

## 台風時における生徒の登下校について

1 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表されている場合

- (1) 始業時刻2時間前（6時35分）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前から11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから、当日の授業を始める。
- (3) 11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記の(1)、(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。

(注) 本校のある豊田市西部（西三河北西部、愛知県西部、愛知県）に発表された場合、または、自分の居住する地域に発表された場合に適用される。

○特別警報のとき

- ・発表されている（された）場合休校。
- ・解除されても当日は休校となる。

## 愛知県の細分区域

一次細分	二次細分	市・郡・町・村
西 部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
	尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
	知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
	西三河北西部	豊田市西部（豊田市東部の区域を除く地域）、みよし市
東 部	西三河北東部	豊田市東部（旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る）
	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
	東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

## 特別警報発表時における対応について

- 1 登校途中または在宅時に警報が発表されたときは、速やかに帰宅し待機する。ただし、帰宅するより登校の方が安全と思われるときはそのまま登校する。
- 2 登校後に警報が発表されたときは、教職員の指示に従い安全確保を行うとともに、保護者への引き渡し等の適切な対応ができるまで校内で待機する。
- 3 警報解除の当日は授業を行わず、休業とする。
- 4 原則として、警報解除の翌日に授業を再開する。
- 5 警報解除の翌日にも授業が再開できないときは、ホームページ、一斉配信メール等で連絡する。

台風等異常気象時における対応例のまとめ（改正後）

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応	
気象台が発表する防災気象情報	特別警報	暴風・大雪・ 暴風雪・波浪	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機
	警報	暴風	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雪・暴風雪・波浪	平常登校	平常授業
	注意報	大雪・強風・その他	平常登校	平常授業
	レベル5 特別警報	大雨・氾濫・ 土砂災害・高潮	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機 校内の高い場所または崖 から離れた場所に移動
	レベル4 危険警報		自宅待機 (早めの避難を考慮する)	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	レベル3 警報		平常登校	平常授業
	レベル2 注意報		平常登校	平常授業
市町村が発表する避難情報	学校が 所在する 市町村	警戒レベル4以上	自宅待機	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
	児童生徒が 居住する 市町村	警戒レベル4以上	避難	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。

## 大規模災害時の対応について

大規模災害が発生した直後は、電話がつながりにくくなります。以下の方法により、学校と生徒（家庭）間の連絡を取ることとします。

### 1 学校から生徒（家庭）へ連絡

ホームページ、一斉配信メール、災害伝言ダイヤル「171」（※1）等、利用可能な伝達手段で連絡します。

### 2 生徒（家庭）から学校へ連絡

安否確認メール（※2）または、災害伝言ダイヤル「171」（※1）により連絡をしてください。

#### ※1 災害用伝言ダイヤル「171」の利用について

- (1) 学校から生徒（家庭）への連絡 171→2→0565-80-1177→再生
- (2) 生徒（家庭）から学校への連絡 171→1→（自宅の電話番号）→録音（被災状況等）

#### ※2 安否確認メール

学校から一斉配信メールで、安否確認メールを配信します。メールに記載されている URL を開き返信してください。

## 登下校中に大きな地震が起きた場合の対応について

### 1 地震の揺れを感じたら

- (1) 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
- (2) バッグなどで頭を守る。
  - ・屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要で、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
  - ・自転車に乗っていたらすぐに降りる。
  - ・橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。
  - ・バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。
    - 座っている時は、手すりや座席にしっかりつかまる。
    - 立っている時は、手すりなどにつかまるか、つかまれない時はしゃがむ。

※大規模な災害時は「むやみに移動を開始しないこと」が重要です。最寄りの安全な場所へ移動したら、まずは混乱が収まるまで待機しましょう。「遠くの自宅より近くで待機」です。

### 2 地震の揺れがおさまったら

- ・崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- ・徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。
- ・公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- ・避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

## 日本スポーツ振興センター災害共済・愛知県公立高等学校 PTA 連合会見舞金について

### 1 日本スポーツ振興センター災害共済について

学校管理下における負傷・疾病の療養に要する費用の総額が 5,000 円（医療保険における自己負担額 1,500 円）以上かかったものが該当する。

学校管理下とは授業中、学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動等）、休憩時間中及び学校の定めた特定時間中、通常の経路・方法での登下校中をいう。

災害発生した場合は、できるだけ早急に HR 担任、教科担任、部活動顧問に申し出て、必要な書類を提出し、手続きを行う。

### 2 愛知県公立高等学校 PTA 連合会見舞金について

1 の日本スポーツ振興センター災害共済で、申請した医療費が、同一治療月について 7 万 5 千円以上であって、医療費の給付決定がなされた場合に、医療費の 8 % の金額（千円未満は切捨て）が、治療見舞金として支給される。

なお、高額療養費制度において所得区分による自己負担額に違いが出る場合には、所得区分「一般」による日本スポーツ振興センター給付推計額の 20 % の金額（千円未満は切捨て）となる。（手続きは特に必要としない。）